



各 位

2022年5月20日

会 社 名 株 式 会 社 タ カ ミ ヤ 代表者名 代表取締役会長兼社長 髙 宮 一 雅 (コード番号2445 東証プライム市場) 問合せ先 取締役兼執行役員 経営管理本部長 辰 見 知 哉

(TEL. 06-6375-3918)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月23日開催予定の第54回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、監査等委員会設置会社への移行及び定時株主総会後の経営管理体制につきましては、2022年4月22日付で別途開示しております、「監査等委員会設置会社への移行及び役員の異動に関するお知らせ」をご参照ください。

記

## 1. 定款変更の理由

- (1)当社は取締役会の監督機能の強化と透明性の高い経営を実現し、国内外のステークホルダーの皆様の期待に、より適格に応え得る体制を構築することを目的として、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行います。
- (2)会社法第427条第1項の規定に基づき、業務執行取締役等でない取締役について、その期待される役割を十分に発揮できるよう、当該取締役との間に責任限定契約を締結するため、現行定款30.の(2)(変更案第33条第2項)を変更するものであります。なお、現行定款30.の(2)の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- (3)「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する事項の改正が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
  - ①定款変更案第14条は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるとともに、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を新設するものであります。
  - ②改正法の施行に伴い、現行定款14. 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
  - ③上記①及び②の新設と削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (4) 上記(1) から(3) までに記載する事項により、定款の条数等を改めるのに加え、定款全体の構成を現在の「項号」から「条項号」に変更するものであります。なお、当該変更は形式面の変更であり、定款の内容変更を伴うものではございません。

## 2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであり、下線部分は変更箇所を示しております。

現行定款	変更案
2011 VE 4V	タズ米 (条文中の番号表記を条項号形式に改定し、以
	(未久下の番ヶ夜記を未復ヶ形式に成足し、)   下全条項につき、見出しを「(○○○)」、「1.」
	$\begin{bmatrix} 1 & 1 & 1 & 1 & 1 & 1 & 1 & 1 & 1 & 1 $
	「(2)」…を、第1項は表記を省略し、以降
	の項番号を「2」…、「①」「②」…を「(1)」
	「(2)」…の表記に改める。)
第1章 総 則	第1章 (現行どおり)
1 <u>.</u> ~4 <u>.</u> (条文省略)	<u>第1条〜第4条</u> (現行どおり)
第2章 株式	第2章 (現行どおり)
5 <u>.</u> ~11 <u>.</u> (条文省略)	<u>第5条〜第</u> 11条(現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 (現行どおり)
12~13(条文省略)	<u>第</u> 12 <u>条〜第</u> 13 <u>条</u> (現行どおり)
14. 株主総会参考書類等のインターネット開示	(削 除)
とみなし提供	
当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会	
参考書類、事業報告、計算書類および連結計	
算書類に記載または表示すべき事項に係る	
情報を、法務省令に定めるところに従いイン	
ターネットを利用する方法で開示すること により、株主に対して提供したものとみなす	
ことができる。	
<u>ここができる。</u> (新設)	   (電子提供措置等)
(10)	14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株
	主総会参考書類等の内容である情報につい
	て、電子提供措置をとるものとする。
	2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち
	法務省令で定めるものの全部または一部につ
	いて、議決権の基準日までに書面交付請求し
	<u>た株主に対して交付する書面に記載しないこ</u>
	<u>とができる。</u>
15.~17. (条文省略)	<u>第</u> 15 <u>条</u> ~ <u>第</u> 17 <u>条</u> (現行どおり)
第4章 取締役および取締役会	第4章(現行どおり)
18 <u>.</u> 取締役会の設置   当会社は取締役会を置く。	<u>(</u> 取締役会の設置 <u>)</u>   第 18 条 当会社は、取締役会を置く。
19. 取締役の員数	<u>第10 年</u> ヨ云性は <u>、</u> 取柿反云を直く。 (取締役の員数)
13 <u>.   取締収り員数</u>   当会社の取締役は、15名以内とする。	<u></u>
	<u> </u>
(新設)	2 前項の取締役のうち、監査等委員である取
	締役は、3名以上とする。
20取締役の選任	
	<u>第</u> 20条 取締役は、 <u>株主総会において、監査</u>
<u>任する</u> 。	等委員である取締役とそれ以外の取締役とを
	区別して選任する。
<u>(2)</u> (条文省略)	2 (現行どおり)
(3) (条文省略)	<u>3</u> (現行どおり)
(新設)	4 当会社は、法令に定める監査等委員である
	取締役の員数を欠くことになる場合に備え、
	会社法第 329 条第 3 項に基づき株主総会において補欠の監査等委員である取締役を予選す
	<u>ることができる。</u>

現行定款	変更案
21. 取締役の任期 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する 事業年度のうち最終のものに関する定時株 主総会終結の時までとする。	
(新設)	2 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2年以内に終了する事業年度のうち最終のも のに関する定時株主総会終結の時までとす る。
(新設)	3 任期の満了前に退任した監査等委員である 取締役の補欠として選任された監査等委員で ある取締役の任期は、退任した監査等委員で ある取締役の任期の満了する時までとする。
(新設)	(補欠の監査等委員である取締役の予選決議) 第22条 会社法第329条第3項に基づく監査 等委員である取締役の補欠者の予選に係る決 議の効力は、予選決議後2年以内に終了する 事業年度のうち最終のものに関する定時株主 総会の開始の時までとする。ただし、株主総 会決議で予選に係る決議の効力の期間を短縮 した場合は、この限りでない。
22. 代表取締役および役付取締役 (1)(条文省略) (2)(条文省略) (3)取締役会は、その決議により、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、常務取締役各若干名を選定することができる。	(代表取締役および役付取締役) 第23条(現行どおり) 2(現行どおり) 3 取締役会は、その決議により、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役会長1名および取締役副社長、常務取締役各若干名を選定することができる。
23. (条文省略)   24. 取締役会の招集通知   取締役会の招集通知は、各取締役 <u>および各監査役</u> に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。   25. (条文省略)	第24条 (現行どおり) (取締役会の招集通知) 第25条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 第26条 (現行どおり)
26. 取締役会の決議の省略 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。	

アロノフィナ・セム	本五中
現行定款	変更案
27. 取締役会の議事録	<u>(</u> 取締役会の議事録)
取締役会における議事の経過の要領および	第 28 条 取締役会における議事の経過の要領
その結果ならびにその他法令で定める事項	およびその結果ならびにその他法令で定める
は、議事録に記載または記録し、出席した取	事項は、議事録に記載または記録し、出席し
締役 <u>および監査役</u> がこれに記名押印または	た取締役がこれに記名押印または電子署名す
電子署名する。	る。
<u>28.</u> (条文省略)	<u>第 29 条</u> (現行どおり)
29. 取締役の報酬等	(取締役の報酬等)
取締役の報酬等は、株主総会の決議によって	第 30 条 取締役の報酬等は、監査等委員である
定める。	取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株
	主総会の決議によって定める。
30. 取締役の責任免除	(取締役の責任免除)
(1) (条文省略)	<u></u>
(2) 当会社は、社外取締役との間で、会社	2 当会社は、取締役(業務執行取締役等であ
法令に定める要件に該当する場合に	第1項の賠償責任について法令に定める要件
は、賠償責任を限定する契約を締結す	に該当する場合には、賠償責任を限定する契
ることができる。ただし、当該契約に基	約を締結することができる。ただし、当該契
づく賠償責任の限度額は、法令の定め	約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定め
る最低責任限度額とする。	る最低責任限度額とする。
第5章 監査役および監査役会	第5章 監査等委員会
31. 監査役および監査役会の設置	(監査等委員会の設置)
当会社は、監査役および監査役会を置く。	第32条 当会社は、監査等委員会を置く。
32. 監査役の員数	(削除)
当会社の監査役は、4名以内とする。	אמניט
33. 監査役の選任	(削除)
(1)監査役は、株主総会の決議によって選	
<u>任する。</u>	
(2) 監査役の選任決議は、議決権を行使す	
ることができる株主の議決権の3分の	
1以上を有する株主が出席し、その議	
決権の過半数をもって行う。	
34. 監査役の任期	(削除)
(1)監査役の任期は、選任後4年以内に終	
<u>了する事業年度のうち最終のものに関</u>	
する定時株主総会終結の時までとす	
<u>る。</u>	
(2)補欠として選任された監査役の任期は、	
退任した監査役の任期の満了する時ま	
<u>でとする。</u>	
35. 常勤監査役	(削除)
<u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を</u>	
選定する。	
<u>36. 監査役会</u> の招集通知	(監査等委員会の招集通知)
<u>監査役会</u> の招集通知は、 <u>各監査役</u> に対し、会	第33条 監査等委員会の招集通知は、各監査等
日の3日前までに発する。ただし、緊急の必	<u>委員</u> に対し、会日の3日前までに発する。た
要があるときは、この期間を短縮することが	だし、緊急の必要があるときは、この期間を
できる。	短縮することができる。

T□ ハラ →→±L	<b>水</b> 再 <b>在</b>
現行定款	変更案
37. 監査役会の議事録	(監査等委員会の議事録)
監査役会における議事の経過の要領および	第34条 監査等委員会における議事の経過の
その結果ならびにその他法令で定める事項	要領およびその結果ならびにその他法令で定
は、議事録に記載または記録し、出席した監	める事項は、議事録に記載または記録し、出
<u> 査役</u> がこれに記名押印または電子署名する。	席した <u>監査等委員</u> がこれに記名押印または電
	子署名する。
38. 監査役会規程	(監査等委員会規程)
監査役会に関する事項は、法令または本定款	第35条 監査等委員会に関する事項は、法令ま
に定めるもののほか、監査役会において定め	たは本定款に定めるもののほか、監査等委員
る <u>監査役会</u> 規程による。	<u>会</u> において定める <u>監査等委員会</u> 規程による。
39. 監査役の報酬等	(削除)
監査役の報酬等は、株主総会の決議によって	
<u>定める。</u>	
40. 監査役の責任免除	(削除)
(1) 当会社は、取締役会の決議によって、	
監査役(監査役であったものを含む。)	
の会社法第 423 条第1項の賠償責任に	
ついて、法令に定める要件に該当する	
場合には、賠償責任額から法令に定め	
る最低責任限度額を控除して得た額を	
限度として免除することができる。	
(2) 当会社は、社外監査役との間で、会社	
法第 423 条第1項の賠償責任について	
法令に定める要件に該当する場合に	
は、賠償責任を限定する契約を締結す	
ることができる。ただし、当該契約に基	
づく賠償責任の限度額は、法令の定め	
る最低責任限度額とする。	かっ立(四分)
第6章 会計監査人 41.~43. (条文省略)	第6章(現行どおり) 第36条~第38条 (現行どおり)
44. 会計監査人の報酬等	(会計監査人の報酬等)
会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役	第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が
会の同意を得て定める。	<u>監査等委員会</u> の同意を得て定める。
第7章 計算	第7章 (現行どおり)
<u>45.</u> ~ <u>47.</u> (条文省略)	<u>第40条〜第42条</u> (現行どおり)
(新設)	_(附則)
	(監査役の責任免除に関する経過措置)
	第1条 当会社は、第54回定時株主総会におい
	て決議された本定款の一部変更の効力発生時
	以前の行為に関する監査役(監査役であった
	ものを含む。)の会社法第423条第1項の賠償
	責任について、法令の限度において、取締役
	会の決議によって免除することができる。
	2 第 54 回定時株主総会終結前の社外監査役
	(社外監査役であったものを含む。)の行為に
	関する会社法第 423 条第1項の賠償責任を限
	定する契約については、第54回定時株主総会
	の決議による変更前定款 40. 監査役の責任免
	除(2)の規定に定めるところによる。

現行定款	変更案
(新設)	(附則) (電子提供措置等に関する経過措置) 第2条 第 54 回定時株主総会の決議による変更前定款 14. 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定削除および変更後定款第 14条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第 70号)附則第 1条ただし書きに規定する改正規定の施行日である 2022 年 9 月 1 日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。 2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款 14. 株主総会参考書類等のインターネット開示の規定はなお効力を有する。 3 本附則第 2条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

## 3. 日程

(1) 定款変更のための株主総会開催日

2022年6月23日(予定)

(2) 定款変更(変更後の第14条を除く。)の効力発生日 2022年6月23日(予定)

(3) 現行定款 14. の削除及び変更後の第 14条の新設の効力発生日 2022年9月1日 (予定)

以上